

労働・助成金情報 特急便

第 56 号 (2016 年 9 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

平成 28 年 9 月以降の社会保険、および最低賃金に係る変更事項についてお知らせいたします。

福岡県の最低賃金が以下の通り改定されました。

地域別最低賃金	効力発生日
1時間 765円	平成28年10月1日

資格取得時の本人確認事務が変更となります。

日本年金機構では、公的年金に係るサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めています。この「結び付け」を一層促進するため、平成 28 年 9 月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととなりました。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、日本年金機構より住民票上の住所を照会させていただきますので、次のとおり回答をお願いします。

【住民票上の住所の照会内容】

- ①日本国内に居住している方（②の方を除く）…住民票上の住所を回答してください。
- ②外国籍で日本に短期在留している方…パスポートの身分事項ページと資格外活動許可を得ていることを確認できる書類の写しを送付してください。
- ③日本国外に居住している方…ご本人確認をした書類の写しを送付してください。

平成 28 年 9 月分から厚生年金保険料率が変わります。

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改正されることになっています。平成 28 年 9 月分（同年 10 月 31 日納付期限分）から平成 29 年 8 月分（同年 10 月 2 日納付期限分）までの保険料率は、次のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	17.828%	17.938%
	12.828%~15.428%	12.936%~15.536%
変更後	18.182%	18.184%
	13.182%~15.782%	13.184%~15.784%

※厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率を控除した率となります。

※平成28年10月1日以降、法律改正により、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が98千円から88千円となります。

厚生年金保険料等の被保険者資格取得の基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になります。

1. 被保険者資格取得の基準（4分の3基準）の明確化

従来の取り扱い（旧）	平成28年10月1日以降の取り扱い（新）
1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の <u>おおむね</u> 4分の3以上（この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

2. 被保険者資格取得の経過措置

施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者であり方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

健康保険の被扶養者認定要件が一部変更となります。

健康保険の扶養者認定を受けるには、被保険者との生計維持関係や家族範囲等、一定の要件を満たす必要があります。兄弟においてはそれらに加え、被保険者との同居も要件となっていました。平成28年10月1日より同居要件はなくなり、被保険者と別居であっても生計維持要件を満たしていれば被扶養者として認定されるようになります。

【被扶養者の認定要件（平成28年10月1日より）】

- ①主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者とならない方）
- ②対象となる家族範囲（3親等内の親族）

被保険者と同居でも別居でもよい人

- ①配偶者（双方に戸籍上の配偶者がない内縁関係も含む）
- ②子（養子を含む）、孫③兄弟、姉妹④父母など直系尊属

被保険者と同居が条件の人

- ①上梓以外の3親等内の親族 ②内縁の配偶者の父母及び子

③被扶養者となるための収入要件

同居の場合（下記の2つの要件を満たした場合）

- ・年間収入130万円未満（60歳以上の方または障害者の方は年間収入180万円未満）
- ・被保険者の年間収入の2分の1未満であること

別居の場合（下記の2つの要件を満たした場合）

- ・年間収入130万円未満（60歳以上の方または障害者の方は年間収入180万円未満）
- ・被保険者からの仕送り額より少ないこと